

運転免許の点数制度のあらまし

1 主な交通違反の点数

(令和元年12月1日施行)

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数		交通違反の種類	点数	酒気帯び点数			
		0.15以上0.25未満	0.25以上			0.15以上0.25未満	0.25以上		
一般違反行為									
共同危険行為等禁止違反	25	—	—	放置駐車違反	3	—	—		
無免許運転	25	—	—	駐停車禁止場所等	2	—	—		
仮免許運転違反	12	19	—	駐停車禁止場所等	2	14	—		
大型自動車等無資格運転	12	19	—	駐停車禁止場所等	1	14	—		
酒気帯び運転	0.25以上	25	—	保管場所法違反(道路使用)	3	—	—		
	0.15以上0.25未満	13	—	保管場所法違反(長時間駐車)	2	—	—		
過労運転等	25	—	—	歩行者用道路徐行違反	2	14	—		
無車検運行	6	16	—	消音器不備	2	14	—		
無保険運行	6	16	—	免許条件違反	2	14	—		
速度	一般道路	50Km以上	12	19	本線車道通行車妨害	1	14	—	
		30Km以上50Km未満	6	16	交差点等進入禁止違反	1	14	—	
		25Km以上30Km未満	3	15	無灯火	1	14	—	
	超過	高速道路等	20Km以上25Km未満	2	14	減光等義務違反	1	14	—
			20Km未満	1	14	合図不履行	1	14	—
50Km以上	12	19	合図制限違反	1	14	—			
40Km以上50Km未満	6	16	警音器吹鳴義務違反	1	14	—			
25Km以上40Km未満	3	15	乗車積載方法違反	1	14	—			
20Km以上25Km未満	2	14	定員外乗車	1	14	—			
20Km未満	1	14	積載物大きさ制限超過	1	14	—			
携帯電話等(危険)	6	16	積載方法制限超過	1	14	—			
携帯電話等(保持)	3	15	けん引違反	1	14	—			
信号無視	赤色等減点	2	14	転落等防止措置義務違反	1	14	—		
		2	14	転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	—		
安全運転義務違反	2	14	安全不確認ドア開放等	1	14	—			
指定場所一時不停止等	2	14	停止措置義務違反	1	14	—			
交差点安全進行義務違反	2	14	初心運転者等保護義務違反	1	14	—			
優先道路通行車妨害等	2	14	初心運転者標識表示義務違反	1	14	—			
横断歩行者等妨害等	2	14	通行帯違反	1	14	—			
徐行場所違反	2	14	道路外出右左折方法違反	1	14	—			
通行禁止違反	2	14	故障車両表示義務違反	1	14	—			
通行区分違反	2	14	指定横断等禁止違反	1	14	—			
整備不良	制動装置等	2	14	車間距離不保持	2	14	—		
		1	14	不保持	1	14	—		
積載物制限超過	大型等	10割以上	6	16	進路変更禁止違反	1	14		
		5割以上10割未満	3	15	割込み等	1	14		
	普通等	5割未満	2	14	交差点右左折方法違反	1	14		
		10割以上	3	15	指定通行区分違反	1	14		
		5割以上10割未満	2	14	交差点優先車妨害	1	14		
5割未満	1	14	緊急車妨害等	1	14				
踏切不停止等	2	14	乗車用ヘルメット着用義務	1	14	—			
しゃ断踏切立入り	2	14	座席ベルト装着義務違反	1	14	—			
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	幼児用補助装置使用義務違反	1	14	—			
法定横断等禁止違反	2	14	特定違反行為						
追越し違反	2	14	運転殺人等	62	—	—			
番号標表示義務違反	2	14	運転傷害等	45~55	—	—			
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	危険運転致死	62	—	—			
騒音運転等	2	14	危険運転致傷	45~55	—	—			
本線車道横断等禁止違反	2	14	酒酔い運転	35	—	—			
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	麻薬等運転	35	—	—			
急ブレーキ禁止違反	2	14	救護措置義務違反	35	—	—			

※ 違反をした場合に酒気を帯びていたときは、右欄の点数となります。

2 交通事故を起こすと1の違反点数に次の事故点数が加算されます。

交通事故の種類	不注意の程度	
	重い場合	「重い」以外の場合
死亡事故	20点	13点
傷害事故	3ヶ月以上又は後遺障害	13点
	治療30日以上3ヶ月未満	9点
	治療15日以上30日未満	6点
	治療15日未満	4点
建造物損壊事故	3点	2点

3 次の点数になると処分を受けます。

○「一般違反行為」による処分は次のようになります。

過去3年以内の前歴	免許の停止	免許の取消し				
		欠格期間(免許を受けられない期間)				
		()年数は、免許取消前歴等保有者が処分点数に達した場合				
なし	6点~14点	15点~24点	25点~34点	35点~39点	40点~44点	45点以上
1回	4点~9点	10点~19点	20点~29点	30点~34点	35点~39点	40点以上
2回	2点~4点	5点~14点	15点~24点	25点~29点	30点~34点	35点以上
3回以上	2点~3点	4点~9点	10点~19点	20点~24点	25点~29点	30点以上

○「特定違反行為」による処分は次のようになります。

過去3年以内の前歴	免許の取消し							
	欠格期間(免許を受けられない期間)							
	()年数は、免許取消前歴等保有者が処分点数に達した場合							
前歴なし	3年(5年)	4年(6年)	5年(7年)	6年(8年)	7年(9年)	8年(10年)	9年(10年)	10年(10年)
1回	35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点~69点	70点以上
2回		35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点以上
3回以上			35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点以上	

4 処分の事例を示すと次の通りです。

例: 交通事故を起こした場合(前歴のない者)

交通事故の原因となった違反	+	死亡事故	=	免許の取消し
安全運転義務違反 2点		不注意の程度「重い」以外 13点		15点 欠格1年

例: 酒気を帯びて死亡事故を起こし、ひき逃げをした場合(前歴のない者)

酒気帯び運転	+	死亡事故	+	ひき逃げ	=	免許の取消し
0.25mg/1以上 25点		不注意の程度(重い) 20点		特定違反行為 35点		80点 欠格10年

静岡県警察本部